

新築を請け負う時は

全建総連・新築^{かし}瑕疵担保責任保険団体制度
(ゆうゆう住宅仕様)

組合に保険を相談・申し込もう

★ 住宅^{かし}瑕疵担保責任保険の保険料が安い

	ゆうゆう住宅仕様の保険料	標準保険料(割引無し)
床面積120㎡の場合	30,580円	46,250円

上表は一例です(中小企業者向けコース、保険金支払限度額2000万円で算定。追加オプション無し。保険料は非課税。現場検査手数料は別途発生)。住宅瑕疵担保責任保険は住宅保証機構株式会社の「まもりすまい保険」のご利用となります。「ゆうゆう住宅仕様」とは、全建総連の新築瑕疵担保責任保険団体制度の別称です。

★ 第一回現場検査(基礎配筋検査)を自社で行える

「団体自主検査」とは???
全建総連の加盟組合の組合員で建築士等の資格を持ち、団体検査員講習を受講した「団体検査員」による検査のことです。

施工者
(保険契約者)

団体自主検査

自社検査

➡ **検査料は不要。**(施工者自ら検査を行えます)

第三者検査

➡ **検査料は有料。**(組合ごとに異なります)

団体自主検査
以外

住宅保証機構

➡ **検査料は有料。**(床面積区分ごとに異なります)

保険申込手続きの主な流れ

(組合に申し込む場合「全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度」)

引渡し(保険期間の開始)

保険付保証明を住宅取得者に渡して下さい。

保険証券発行の申請・保険証券の交付

工事の完了(竣工)

第二回現場検査「屋根(防水)工事完了検査」

◎団体検査員を活用↓①自社で検査、②施工者とは別の第三者で検査、のいずれか選択。
◎団体検査員を活用しない↓住宅保証機構の現場検査員で現場検査。

第一回現場検査(基礎配筋工事完了検査)

住宅の建設

保険申込(組合に提出)

保険契約申込書類一式は組合から受け取って下さい

保険契約申込書類の作成

確認済証の交付(または建築工事届の提出)

住宅保証機構の「まもりすまい保険」の設計施工基準
全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度の設計施工基準

両方の基準を満たして下さい。

住宅の設計内容を確認、地盤調査の有無を確認

住宅事業者の届出手続き

全建総連・新築瑕疵担保責任保険制度を利用する場合は、住宅保証機構の事業者登録が必要。
既に事業者登録を済ませている場合は、重複の届出は不要です。

組合に相談(住宅瑕疵担保責任保険について)

新築工事を請け負う(請け負った)

「全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度」について、詳しくは所属の組合事務所にお問い合わせ・ご相談ください